Fun,Fan,Find 青葉 Instagram フォトコンテスト及び講座 企画運営業務 仕様書

1 業務名

Fun,Fan,Find 青葉 Instagram フォトコンテスト及び講座 企画運営業務

2 業務の背景及び目的

青葉区では、主に大町・西公園エリア(図 1 参照。以下、「対象エリア」という)などにおいて、人々が憩い、楽しめる(Fun)環境づくりを進め、愛着を育む(Fan)とともに、青葉山エリアや中心部商店街など周辺との回遊性を高め、新たな魅力の発見(Find)を促す「令和の登城路」づくりに取り組む、「Fun,Fan,Find 青葉」事業を令和 5 年度から行っている。

今回は、対象エリアにおいて撮影した写真や動画を対象とした、Instagram 上でのフォトコンテストを実施する。対象エリアに注目を集め、エリアの魅力を広く発信することで、多くの方に共感、愛着をもってもらうことを目的とする。

併せて、フォトコンテスト実施期間中に、情報発信に関する講座を実施する。これを機 に講座参加者のフォトコンテスト参加を促すとともに、普段から積極的に情報発信を行 うことができるようになることを目的とする。



≪図1:対象エリア≫

3 委託期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

4 業務内容

(1) Instagram フォトコンテスト

下記概要の Instagram フォトコンテストを実施するため、以下、①②の業務を行うこと。

【Fun,Fan,Find 青葉 Instagram フォトコンテスト概要】

1.募集作品(※1)

"Fun,Fan,Find"な写真や動画

2.応募条件等(※2)

- ・撮影条件:対象エリア(青葉通、大町・西公園エリア周辺)において撮影、 11月3日開催予定の青葉区民まつりにおいて撮影
- ・対象者:日本国内にお住まいの方
- ・応募方法 (想定): 仙台市青葉区の公式アカウントをフォロー、ハッシュタ グ (#○○)、タグ付けの上、投稿

3.募集期間

令和6年10月~12月のうち2か月間

4.入賞作品数·副賞

入賞者には副賞を贈呈予定であり、15作品前後を想定。

5.結果発表

令和7年2月頃

※1 募集作品について

- ・"Fun,Fan,Find"な写真や動画については、次のようなものを想定している。
 - ➤ Fun 楽しい:イベントや趣味・遊びなど、あなたが「楽しい」と感じた瞬間
 - ➤ Fan 好き:美しい風景、おいしい料理、落ち着く場所など、あなたが愛するもの
- ➤ Find 見つけた:素敵な新店、季節の花や風景など、あなたが見つけた新たな 魅力
- ・応募総数 400 件を目標とする。

※2 募集条件等について

- ・副賞配送の観点から、対象者を日本国内に限っている。
- ・発注者が管理運用する仙台市青葉区の公式アカウントを用いる。
- ・ハッシュタグを何にするかについては未定であるため、契約後に発注者が受託者と 協議の上決定する予定である。

① 周知広告

ア 対象 (ターゲット)

- ・応募可能な対象者は日本国内にお住まいの方であるため、周知広告についても日本国内であれば条件を問わず対象とする。
- ・青葉区民、仙台市民、観光客など、対象エリアを訪れる可能性のある方に対し広 く周知すること。特に、対象エリアの住民や対象エリアで活動する個人・団体、 事業者(対象エリアで働く人)等に対して重点的な周知に努めること。

イ 周知広告の手法・内容

- ・フォトコンテストへの応募を誘引することを目的に、効果的な情報発信について、 広告内容、媒体、手法、スケジュール、対象者、期間等を明示した広報計画を作 成し実施すること。
- ・広告の一つとして、Instagram 上での広告も行うこと。

② フォトコンテスト運営

- ア 募集要項、応募規約の作成
 - ・発注者との協議、校正の上、募集要項と応募規約を作成すること。
- イ 応募作品のデータ整理・提出
 - ・応募期間終了後に発注者が入賞作品を選定するため、すべての応募作品を確認で きるデータを発注者へ提出すること。
- ウ 副賞の提案・調達
 - ・副賞の内容を提案すること。応募の数及び質を上げるため、魅力的な内容である こと。対象エリアや仙台市に関連したものが望ましい。
 - ・発注者との協議の上、決定した副賞を調達し、入賞者へ発送すること。発送用の 宛名ラベルは、発注者が作成したものを使用すること。
 - ・副賞調達にかかる費用は計 10 万円・15 点程度を目安とし、委託料に含めること。なお、青葉区民まつりに係る副賞は、発注者にて調達・発送予定である。

※ なお、以下の業務は発注者が行う予定である。

- ・仙台市公式ホームページのほか、市政だより等の市広報媒体による広報 (仙台市公式ホームページにおいて、募集要項、入賞作品の掲載を行う)
- ・問い合わせ対応
- ・応募者、入賞者との連絡調整 (仙台市青葉区公式アカウントにより、ダイレクトメッセージでの連絡を想定)
- ・応募者、入賞者の個人情報管理
- ・入賞作品の選定
- ・入賞者への副賞発送用宛名ラベル作成

(2)講座

① 講座の企画

以下の概要をもとに講座を企画すること。

【講座概要】

講座テーマ: 地域における情報発信

講座内容(※3):(仮)インスタ映えする写真の撮り方、地域の魅力の探し方等

対象者:定めなし(SNSが使用可能であり、仙台市内在住の方を想定)

開催場所: 対象エリア周辺が望ましい

実施回数:フォトコンテスト実施期間中に1回以上実施

時間:企画内容によるが、1回2時間前後を想定 参加人数:企画内容によるが、20名程度を想定

※3 講座内容について

テーマに関する座学(講演)、魅力的な撮影方法、Instagram の効果的な活用方法、地域の魅力の探し方、まち歩き等、幅広く想定している。

② 周知広告

ア 対象 (ターゲット)

- ・対象者について、居住地等の定めはないが、講座への参加を考慮し、仙台市内に お住まいの方を基本とする。
- ・年齢層等については、講座の企画内容による。
- ・対象エリア (ここでは、Fun,Fan,Find 青葉事業の対象エリアのことをいう) の 住民、対象エリア周辺で活動する個人・団体等は必ず周知する。

イ チラシ・ポスターの作成

対象エリアの住民、対象エリア周辺で活動する個人・団体等に向けた周知広告として、発注者においてチラシの配布・ポスターの掲示を行うため、下記のとおりチラシ・ポスターを作成すること。

・受注者は参加者募集のためのチラシ及びポスターを作成し、電子データ(Word、Excel、PDF または Power point に限る)と併せて発注者に納品すること。内容については、事前に発注者と協議のうえ了承を得るものとし、遅くとも講座開催の 40 日前までに納品すること。

<チラシ>

規格: A4 版両面(片面4色カラー・片面白黒)

数量:2,000 枚

<ポスター>

規格:A3 版片面(4色カラー)

数量:50 枚

ウ その他周知広告について

・上記チラシ・ポスター以外に、講座の参加申込みを増やすため、広告内容、媒体、 手法、スケジュール、対象者、期間等を提案し、実施すること。

③ 講座の運営

ア 募集要項、応募規約の作成

・発注者との協議、校正の上、募集要項と応募規約を作成すること。

イ 会場の選定等

- ・会場については発注者と協議の上で決定すること。内容に応じて座学のための会 場確保が必要な場合は、発注者において手配する(仙臺緑彩館ホールを想定)。
- ウ 講師等との連絡調整
 - ・講師等が参加する場合は、連絡調整を行うこと。謝礼等については、委託料の中から支払うこと。なお、謝金については源泉徴収にかかる必要な手続きを行うこと。

エ 当日の運営

・滞りなく運営できるよう、適切な人員配置を行うこと。

※ なお、以下の業務は発注者が行う予定である。

- ・チラシ・ポスターの配布・掲示
- ・仙台市公式ホームページにおける募集ページの作成・更新
- ・応募者、参加者の個人情報管理
- ・応募者、参加者との連絡調整

(3) その他

- ・本仕様書に定めがない事項であっても、業務の目的を達成するためによりよい手法、 技術、アイデア等があるときは、積極的に提案すること。
- ・業務完了時に、業務報告書(紙媒体2部及び電子データ)を発注者へ提出すること。

5 制作物の著作権及び著作者人格権について

・制作物に係る著作権(著作権法第 21 条から第 28 条に定める権利をいう。)は、成果物の引き渡し時にすべて発注者へ帰属するものとし、発注者は必要に応じて発注者が認める第三者に当該制作物を提供できるものとする。

- ・受託者は、発注者に制作物のデータ等を提出するものとし、他人に著作権のあるものを 使用する場合は、著作権者の承諾を得て使用し、その旨を発注者に報告するものとする。
- ・発注者は、本業務の履行期間に関わらず、制作物を追加費用なく無制限に PR 等に使用できるものとする。

6 その他

(1) 届出及び報告

受託者は、以下の事由が発生したときは速やかに届出又は報告を行い、発注者の指示に 従うこと。

- ・業務履行体制の変更をするとき
- ・業務履行に際して事故が発生したとき
- ・発注者から届出又は報告を求められたとき

(2) 打合せの実施

受託者は、業務の進捗状況及び課題等について発注者に報告を行い、また業務履行にあ たっての調整または確認を行うため、発注者と随時打合せを実施する。

(3)注意義務

受託者は本業務遂行に当たり第三者へ損害を及ぼすおそれがある場合は、受託者の責任において損害の発生を防止するとともに、実際に損害を与えた場合には、受託者の責任及び負担において賠償すること。

7 協議

本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度受託者と発注者との間で協議により決定するものとする。